

No,	種目	対象者			性能	耐用年数	基準額
		主な障害	障害種別・疾患(等級)	年齢・状態等			
1	情報・通信支援用具	視覚	視覚(1・2級) 上肢(1・2級)	身体障がい者(児) 備考 基準額内の場合は併給することができる	視覚又は上肢に重度障がいのあるものがパソコンを操作する時に必要とするソフト・周辺機器。	5年	100,000円
2	ポータブルレコーダー	視覚	視覚(1・2級)	原則として学齢児以上の身体障がい者(児)	① 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの 又は、 ② 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	6年	(録音再生機) 85,000円 (再生専用機) 35,000円
3	視覚障がい者用時計	視覚	視覚(1・2級)	18歳以上の身体障がい者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	10年	(触読式) 10,300円 (音声式) 13,300円
4	点字タイプライター	視覚	視覚(1・2級)	原則として学齢児以上の身体障がい者(児) 備考 本人が就労若しくは就学しているか、あるいは就労が見込まれている者に限る	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	5年	63,100円
5	音声式体温計	視覚	視覚(1・2級)	原則として学齢児以上の身体障がい者(児) 備考 視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	5年	9,000円
6	音声式体重計	視覚	視覚(1・2級)	18歳以上の身体障がい者 備考 視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	5年	18,000円
7	音声式血圧計	視覚	視覚(1・2級)	原則として学齢児以上の身体障がい者(児) 備考 視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	5年	9,500円
8	点字ディスプレイ	視覚	視覚(1・2級)	18歳以上の身体障がい者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの	6年	383,500円

No,	種目	対象者			性能	耐用年数	基準額
		主な障害	障害種別・疾患(等級)	年齢・状態等			
9	活字文書読み上げ装置	視覚	視覚(1・2級)	原則として学齢児以上の身体障がい者(児)	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもの、もしくはICタグに音声情報を登録し、その音声情報を読み取って再生することができるもので、視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	6年	99,800円
10	音響案内装置	視覚	視覚(1・2級)	原則として学齢児以上の身体障がい者(児)	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	10年	12,000円
11	電磁調理器	視覚	視覚(1・2級) 上肢(1・2級) 下肢(1・2級) 体幹(1・2級) 知的(1・2度)	18歳以上の身体障がい者(障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る) 18歳以上の知的障がい者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	6年	41,000円
12	点字器	視覚	視覚	身体障がい者(児)	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	7年	10,400円
13	視覚障がい者用読書器	視覚	視覚	原則として学齢児以上の身体障がい者(児)で、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	① 画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの ② 撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもの ※ ②は視力障がい1級及び2級の身体障がい者(児)に限る。	8年	198,000円
14	視覚障がい者誘導装置	視覚	視覚(1・2級)	原則として学齢児以上の障がい者(児)	音声または振動等により、目的物(位置)等確認が可能となるもの	5年	54,000円
15	屋内信号装置	聴覚	聴覚(2級)	18歳以上の身体障がい者 備考 聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る	音、音声等をフラッシュ光、アラーム音、振動により知覚できるもの	10年	87,400円
16	フラッシュベル	聴覚	聴覚(2・3級) 音声・言語(3級)	原則として学齢児以上の身体障がい者(児)	音、音声等をフラッシュ光等により知覚できるもの	10年	12,400円

No,	種目	対象者			性能	耐用年数	基準額
		主な障害	障害種別・疾患(等級)	年齢・状態等			
17	会議用拡聴器	聴覚	聴覚 (2・3・4級) 音声・言語 (3・4級)	原則として学齢児以上の身体障がい者(児)	障がい者(児)が容易に使用し得るもの	6年	38,200円
18	聴覚障がい者用通信装置 (携帯用ファックス 又はファックス)	聴覚	聴覚 音声・言語	原則として学齢児以上の身体障がい者(児)で、聴覚又は音声、言語機能に著しい障がい(児)を有する者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	一般の電話に接続することができ音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障がい者(児)が容易に使用し得るもの	5年	25,000円
19	携帯用信号装置	聴覚	聴覚(2・3級) 音声・言語(3級)	原則として学齢児以上の身体障がい者(児)	送信機による合図が、視覚、触覚等により知覚できるもの	6年	20,200円
20	情報受信装置	聴覚	聴覚	身体障がい者(児)で、本装置によりテレビの視聴が可能となるもの	字幕及び手話通訳付きの番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者(児)向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの  文字放送デコーダーに係る給付のための費用の支給に当たってテレビ内蔵型に係る給付のための費用の支給をする場合は、文字放送デコーダーを内蔵していない同一機種との差額分が対象となる。	6年	88,900円
21	携帯用会話補助装置	音声・言語 肢体	音声・言語 肢体	原則として学齢児以上の身体障がい者(児)のうち、音声言語機能障がい者(児)又は肢体不自由者(児)であって、音声言語の著しい障がい(児)を有するもの	①携帯式でことばを音声又は文書に変換する機能を有し障がい者(児)が容易に使用し得る専用機器 ②操作する時に必要とするソフト及び周辺機器	5年	①285,000円 ②100,000円
22	人工喉頭	音声・言語	音声・言語	身体障がい者(児)で、喉頭を全摘出したこと等により、音声機能を喪失したもの	笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。  電動式 顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。  埋込型用人工鼻 医療保険適用外の物品に限る。	笛式 4年  電動式 5年  埋込型用人工鼻 —	(笛式) 5,150円 気管カニューレ付の場合は 3,193円増しとする。  (電動式) 72,203円 価格は電池又は充電器を含む。  (埋込型用人工鼻) 23,100円(月額)
				備考 埋込型用人工鼻は、埋込型の人工喉頭を常時使用する者に限る			

No,	種目	対象者		性能	耐用年数	基準額	
		主な障害	障害種別・疾患(等級)				年齢・状態等
23	浴槽 (湯沸器を含む)	肢体	下肢(1・2級) 体幹(1・2級)	原則として学齢児以上の身体障がい者(児)	和式・洋式を問わず実用水量150リットル以上のもので、重度の身体障がい者(児)が容易に使用できるもの 湯沸器は水温25℃上昇させたとき毎分10リットル以上給湯でき、安全性について配慮され、浴槽の性能に応じたもの	8年	141,200円 (浴槽のみ) 58,300円 (湯沸器のみ) 104,900円
				備考 湯沸器の給付は浴槽と同時に行うものとするが、区長が必要と認める場合には、浴槽及び湯沸器を個々の種目として給付できるものとする。ただし、主として入浴時に使用することを前提とし、この使用目的以外に湯沸器単独の給付を行わないこと 右記の条件を満たす場合には、浴槽と湯沸器を組み合わせた簡易な風呂であっても、浴槽(湯沸器を含む。)として給付できること			
24	入浴担架	肢体	下肢(1・2級) 体幹(1・2級)	原則として3歳以上の身体障がい者(児)(入浴にあたって、家族等他人の介助を要する者に限る)	障がい者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	(洋式) 82,400円 (和式) 133,900円
25	入浴補助具	肢体	下肢 体幹 難病等	① 原則として3歳以上の身体障がい者(児)で、入浴の介助を必要とするもの ② 難病患者等で、入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象者又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置(取り替え)にあたり住宅改修を伴うものを除く	8年	90,000円
				備考 基準額内の場合には併給することができる 難病患者等の場合、診断書を要する			
26	移動・移乗支援用具	肢体	平衡 下肢 体幹 難病等	① 原則として3歳以上の身体障がい者(児)で、家庭内の移動等において介助を必要とするもの ② 難病患者等で、下肢が不自由な者	転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等であって、必要な強度と安定性を有するもの。ただし、設置(取り替え)にあたり住宅改修を伴うものを除く	8年	60,000円
				備考 難病患者等の場合、診断書を要する			
27	便器	肢体	下肢(1・2級) 体幹(1・2級) 難病等	① 原則として学齢児以上の身体障がい者(児) ② 難病患者等で、常時介護を要する者	腰かけ式のもの。ただし、設置(取り替え)にあたり住宅改修を伴うものを除く	8年	16,500円
				備考 難病患者等の場合、診断書を要する			
28	特殊便器	肢体	上肢(1・2級) 知的(1・2度) 難病等	① 原則として学齢児以上の身体障がい者(児) ② 原則として学齢児以上の知的障がい者(児)で、自ら排便の処理が困難なもの ③ 難病患者等で、上肢機能に障がいのある者	容易に使用し得るもので、温水温風を出し得るもの。ただし、設置(取り替え)にあたり住宅改修を伴うものを除く	8年	151,200円
				備考 難病患者等の場合、診断書を要する			
29	特殊マット	肢体	①下肢・体幹(1級) ②知的(1・2度) ③下肢・体幹(1・2級) ④難病等	原則として、 ① 18歳以上の身体障がい者(常時介護を要するものに限る) ② 3歳以上の知的障がい者(児) ③ 3歳以上18歳未満の身体障がい児 ④ 難病患者等で、寝たきりの状態にある者	① じょくそうの防止を目的とするもの ② 失禁等による汚染若しくは損耗を防止するため、マット(寝具)にビニール等を加工したもの	5年	① 100,000円 ② 19,600円
				備考 難病患者等の場合、診断書を要する			

No,	種目	対象者			性能	耐用年数	基準額
		主な障害	障害種別・疾患(等級)	年齢・状態等			
30	頭部保護帽	肢体	平衡 下肢 体幹 知的(1・2度)	① 身体障がい者(児) ② 知的障がい者(児)で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	対象者①について、 A スポンジ、革を主材料とするもの 15,656円 B スポンジ、革、プラスチックを主材料とするもの 37,852円  価格はオーダーメイドによる製品に適用するものとし、レディメイドによる製品については価格欄の額の80%の範囲内の額とする。  対象者②について、 12,160円
31	訓練椅子	肢体	下肢(1・2級) 体幹(1・2級)	原則として3歳以上18歳未満の身体障がい児	原則として付属のテーブルをつけるものとする	5年	33,100円
32	特殊寝台 (訓練用ベッド含む)	肢体	下肢(1・2級) 体幹(1・2級) 難病等	① 原則として学齢児以上の身体障がい者(児) ② 難病患者等で、寝たきりの状態にある者及び下肢又は体幹機能に障がいのある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、必要に応じ使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	162,800円
				備考 難病患者等の場合、診断書を要する			
33	移動用リフト	肢体	下肢(1・2級) 体幹(1・2級) 難病等	① 原則として3歳以上の身体障がい者(児) ② 難病患者等で、下肢又は体幹機能に障がいのある者	対象者を移動させるにあたって、介護者が容易に使用し得るもの(ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。) 介護者の軽減を図るものであり、安全性に配慮されたもの	4年	257,500円
				備考 難病患者等の場合、診断書を要する			
34	体位変換器	肢体	下肢(1・2級) 体幹(1・2級) 難病等	① 原則として学齢児以上の身体障がい者(児)(下着交換等に当たって、家族等他人の介護を必要とする者に限る。) ② 難病患者等で、寝たきりの状態にある者	介護者が、対象者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000円
				備考 難病患者等の場合、診断書を要する			
35	特殊尿器	肢体	下肢(1級) 体幹(1級) 難病等	① 原則として学齢児以上の身体障がい者(児)(常時介護を要する者に限る。) ② 難病患者等で、自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	154,500円
				備考 難病患者等の場合、診断書を要する			

No,	種目	対象者			性能	耐用年数	基準額
		主な障害	障害種別・疾患(等級)	年齢・状態等			
36	ガス安全システム	肢体	①下肢(1級)、 体幹(1級) ②その他	① 18歳以上の身体障がい者(障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る) ② 18歳以上の身体障がい者で、喉頭摘出等により臭覚機能を喪失したもの(喉頭摘出等により臭覚機能を喪失した者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る)	警報機からの遮断信号、ガスの異常使用、地震時等にガスを自動的に遮断できるもの	8年	42,200円
37	歩行補助つえ(1本杖)	肢体	下肢 その他	身体障がい者(児)で、歩行補助つえの使用により歩行機能が補完されるもの	主体-木材(十分な強度を有するもの) 外装-ニス塗装  主体-軽金属 外装-塗装なし	3年	主体-木材 2,310円  主体-軽金属 3,150円  夜光材付とした場合は、430円(全面夜光材付とした場合は1,260円)増しとする。価格は1本当たりのものであること。 外装に白色または黄色ラッカーを使用した場合は273円増しとすること。
				備考 補装具(歩行補助杖)の支給ができない場合を原則とする			
38	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	内部	①呼吸器(1・3級)、心臓(1・3級)、その他(※) ②難病等	人工呼吸器の装着が必要な、 ①障がい者(児)、又は同程度(※)のもので必要と認められるもの ②難病患者等	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障がい者(児)又は難病患者等が容易に使用し得るもの	5年	157,500円
				備考 ①(※)は医師により同程度の障がい認められたもの ②難病患者等 診断書の提出が必要			
39	ネブライザー(吸入器)	内部	①呼吸器(1・3級)、その他(※) ②難病等	① 身体障がい者(児)、又は同程度(※)の身体障がい者(児)が必要と認められるもの ② 難病患者等で、呼吸器機能に障がいのある者	対象者又は介護者が容易に使用し得るもの  ※電気式たん吸引器との併用(両用器)の場合も可	5年	36,000円
				備考 ①(※)は医師により同程度の障がい認められたもの ②難病患者等 診断書の提出が必要			
40	電気式たん吸引器	内部	①呼吸器(1・3級)、その他(※) ②難病等	① 身体障がい者(児)、又は同程度(※)の身体障がい者(児)が必要と認められるもの ② 難病患者等で、呼吸器機能に障がいのある者	対象者又は介護者が容易に使用し得るもの  ※ネブライザーとの併用(両用器)の場合も可	5年	56,400円
				備考 ①(※)は医師により同程度の障がい認められたもの ②難病患者等 診断書の提出が必要			

No,	種目	対象者			性能	耐用年数	基準額
		主な障害	障害種別・疾患(等級)	年齢・状態等			
41	空気清浄器	内部	呼吸器(1・3級)	18歳以上の身体障がい者	障がい者が容易に使用し得るもの	6年	33,800円
42-1	ストマ用装具	内部	内部・その他	<p>①身体障がい者(児)で、腹部に人工肛門又は人工膀胱を設け排泄を行っているもの</p> <p>②前号と同程度(※)の人工肛門造設術又は尿路変更術(人工膀胱)受術者。ただし生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付(同法改正に伴う経過措置により行われている支援給付を含む。)を受けている者を除く</p>	<p>ストマ用装具(消化器系) 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする</p> <p>ストマ用装具(尿路系) 低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付とする</p>	—	<p>ストマ用装具(消化器系) 10,000円(月額)</p> <p>ストマ用装具(尿路系) 12,500円(月額)</p> <p>価格は1か所当たりの皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるもの等を含む月額であること。</p>
				備考 ②(※)は医師により同程度の障がい認められたもの			洗腸装具 17,716円(6カ月分)
42-2	紙おむつ	内部	内部・その他	<p>ストマ用装具に代えて紙おむつ等の支給ができる3歳以上であって、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することができない者及び先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障がいによる高度の排尿機能障がい又は高度の排便機能障がいのある者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの</p> <p>イ 脳性麻痺等脳原性運動機能障がい又は全身性運動機能障がいと重度の知的障がいの重複により、排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの</p>		—	12,000円(月額)
				備考 ア、イは医師により認められたもの			
43	収尿器	内部	内部	身体障がい者(児)で、排尿障がい失禁状態にあるもの	<p>男性用 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。 ラテックス製又はゴム製 A 普通型 B 簡易型</p> <p>女性用 A 普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの B 簡易型 ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付</p>	1年	<p>男性用 A 7,931円 B 5,871円</p> <p>女性用 A 8,755円 B 6,077円</p>
44	排泄予測支援機器	肢体・内部	下肢(1・2級) 体幹(1・2級) ぼうこう機能障害 知的(1・2度)	原則として学齢児以上65歳未満の障がい者(児)	ぼうこう内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を本人又は介護者に通知するもの	5年	99,000円

No,	種目	対象者			性能	耐用年数	基準額
		主な障害	障害種別・疾患(等級)	年齢・状態等			
45	透析液加温器	内部	内部	原則として3歳以上の身体障がい者(児)で、人工透析を必要とするもの(自己連続携行式腹膜灌流患者に限る)	自己連続携行式腹膜灌流療法による人工透析に使用する加温器で、一定温度に保つもの	5年	72,100円
46	ルームクーラー	肢体	肢体・その他	18歳以上の身体障がい者で、頸椎損傷等により体温調節機能を喪失したものの	障がい者が容易に使用し得るもの	6年	100,000円
				備考 医師により、体温調節機能を喪失したものと認められたもの			
47	火災警報器		身体(1・2級) 知的(1・2度) 精神(1級)	① 身体障がい者(児) ② 知的障がい者(児) ③ 精神障がい者(児)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	31,000円
				備考 いずれも、火災発生の感知及び避難が著しく困難な①から③のみで構成される世帯及びこれに準ずる世帯に限る			
48	自動消火装置		身体(1・2級) 知的(1・2度) 精神(1級) 難病等	① 身体障がい者(児) ② 知的障がい者(児) ③ 精神障がい者(児) ④ 難病患者等	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し初期火災を消火し得るもの	8年	28,700円
				備考 いずれも、火災発生の感知及び避難が著しく困難な①から④のみで構成される世帯及びこれに準ずる世帯に限る 難病患者等の場合、診断書を要する			
49	点字図書	視覚	視覚	原則として学齢児以上の身体障がい者(児)で、主に点字によって情報を入手しているもの	月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字図書とする		点字図書の価格
				備考 年間6タイトル又は24巻を限度とする ただし、辞書等一括して購入する必要があるものはこの限りでない			